



(総則)

第1条 甲は、別添仕様書（付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）により平成29年度「三重県立高校生海外研修旅行事業委託業務」（以下「委託業務」という。）の実施を上記の契約金額、契約期間をもって乙に委託するものとする。

2 乙は、委託業務の実施に当たっては、仕様書等に基づき、これを誠実に実施しなければならない。

3 第1項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める。

4 本契約、仕様書等にいう成果品等には、すべて所有権及び著作権等が甲に帰属する旨の表示をするものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は会計規則第32条に基づき、支出命令権者が会計管理者又は出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、当契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 本条の規定は、本契約終了（解除）後も適用する。

(再委託の制限)

第4条 乙は、甲の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記」を守らなければならない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(貸与品)

第7条 甲は、乙が委託業務を履行するために必要なデータ、その他の資料等（以下「貸与品」という。）を乙に貸与するものとする。

2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲へ受領書又は借用書を提出しなければ

ならない。

- 3 乙は、前項に規定する貸与品を機密情報として取り扱い、委託業務以外の目的に利用することなく、契約終了時まで善良な管理者の注意をもって保管し、契約終了時に甲に返還するものとする。ただし、甲の承認又は指示があったものについては、この限りでない。
- 4 乙は、自己の故意又は過失により貸与品を滅失若しくはき損し、又は返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(業務内容の変更等)

- 第8条 甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、もしくは契約期間を変更することができるものとする。この場合において、契約金額、契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して決めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約期間の延長)

- 第9条 乙は、乙の責に帰することができない理由により頭書に定めた契約期間までに委託業務を完了できないと認めるときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して契約期間の延長を求めることができるものとする。その延長日数は甲乙協議して決めるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、委託業務において成果品が発生したときは、遅滞なく書面をもって甲に検査を申し出るものとする。
  - 3 甲は、前2項に規定する業務完了報告書及び申し出を受理したときは、乙の立ち会いのもと10日以内に当該業務に基づき発生した全ての成果品（以下「成果品」という。）の検査を行うものとする。
  - 4 前項の規定に基づく検査の結果、成果品について修正を要する場合は、乙は速やかに所要の修正を行い、再度甲の検査を受けるものとする。乙は、この再検査を理由に契約金額の増額等を甲に求めることはできない。
  - 5 甲は、第3項の規定に基づく検査又は前項の規定に基づく再検査によって当該業務の完了及び成果品を確認したときは、乙に通知するものとし、乙は遅滞なく成果品を甲に引き渡すものとする。
  - 6 前項の規定に基づく成果品の引き渡し完了をもって、業務完了報告書及び成果品の所有権は、乙から甲に移転するものとする。
  - 7 本条に規定する検査及び再検査に要する時間は、すべて契約期間内に行うものとする。
  - 8 本条に規定する検査及び再検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(業務委託料の支払)

第11条 乙は、前条第3項の検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき理由により前条第3項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 甲がその責に帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(前金払)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙からの請求に基づき前金払することができる。

(著作権の帰属等)

第13条 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。

2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。

3 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。

4 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

5 甲は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

6 乙は、第1項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

7 乙は、第2項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

- 8 前2項の著作権者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 9 本条における著作権の譲渡、著作権者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- 10 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(第三者の権利侵害)

第14条 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。

2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

- 一 成果品を侵害のないものに改変すること。
- 二 甲が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(瑕疵担保責任)

第15条 甲は、成果品の提出を受けた後に隠れた瑕疵を発見したときは、乙に瑕疵の補正を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の補正は、成果品の引渡しを受けた日から1年以内に請求しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第16条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業団体が独占禁止法第8条第1号の規程に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業団体(以下「乙等」という。)に対して行われ

たときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第17条 乙がその責に帰すべき理由により、委託業務を契約期間内に完了できない場合は遅延日数に応じ未履行部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定される政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を違約金として支払うものとする。

（甲の解除権）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責に帰すべき理由により、委託業務の履行ができないと認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三 この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。

四 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。

五 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は、契約金額の10分の1を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。
  - 二 甲の責に帰すべき理由により、乙がこの契約を履行できないとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項第1号の規定により契約を解除した場合に準用する。
  - 3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第20条 契約が解除された場合においては、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

- 2 第6条第1項の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。
- 3 前項の場合において当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第21条 第18条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第18条第4項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

(債権債務の相殺)

第22条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、業務委託料と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(紛争の解決)

第23条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。